

犬による危害・被害を防止するために

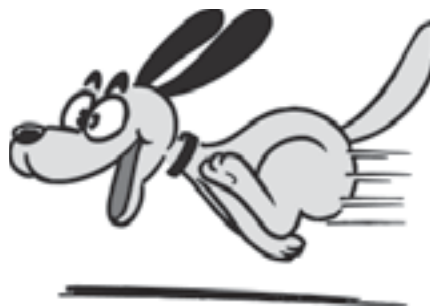
犬による人への危害や農作物を荒らすなどの被害の相談が多数寄せられています。
犬を飼っている方は、次のことに注意してください。

●犬の放し飼い禁止（散歩のときも、必ずリードを付けて放さない）

犬の放し飼いは

- ①人を攻撃する（咬傷・傷害）
- ②他人の土地や農作物を荒らす（被害・損害）
- ③他の犬や猫とケンカを引き起こす
- ④交通事故誘発の危険性
- ⑤いろいろな病気の感染およびまん延や中毒の原因
- ⑥逸走の原因

など他人に迷惑をかけ、愛犬にも危害などが及びます。



●犬が施設から脱出しないよう必要な措置をしてください。

●繋いでいる犬の行動範囲が道路または通路に接しないようにしてください。

●犬の飼育目的などに応じて、周囲に迷惑をかけないように適正な方法でしつけをし、飼い主の制止に従うよう訓練してください。

●特定犬はオリの中で飼ってください。

特定犬とは

- ・人に危害を加えるおそれあるものとして定める8犬種（秋田犬、土佐犬、紀州犬、ドーベルマン、グレートデン、ジャーマン・シェパード、セントバーナード、アメリカンスタッフォードシャー・テリア「ピット・ブル・テリア」）
- ・体長60cm×体長70cm以上の大型犬

オリ

- ・上下四方が囲まれていること
- ・十分な強度があること
- ・人や動物に危害を加えない構造であること

◆問い合わせ先

～人と動物が共生する地域社会の実現を目指して～
茨城県動物指導センター
☎ 0296 - 72 - 1200

土浦合同庁舎ダイヤルインの完全実施

土浦合同庁舎では、平成19年4月1日からダイヤルインが完全実施されます。

そのため、4月1日からは、県民の皆様からのお問い合わせなどは、各機関の担当部署のダイヤルイン番号のみになりますので、ご理解ください。

完全実施までは代表電話番号（☎ 029 - 822 - 8511）も利用できます。

■電話番号を詳しく知りたい方はこちらへ

茨城県県南地方総合事務所ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/sogo/kennan/gaiyou/dialin.htm>

■土浦合同庁舎入居機関の問い合わせ先

県南地方総合事務所総務課 ☎ 029 - 822 - 7010

土浦合同庁舎入居機関

土浦県税事務所 庶務 ☎ 029 - 822 - 7176

土浦地域農業改良普及センター普及企画課 ☎ 029 - 822 - 7242

県南家畜保健衛生所防疫課 ☎ 029 - 822 - 8518

霞ヶ浦北浦水産事務所庶務課 ☎ 029 - 822 - 7266

県南教育事務所総務課 ☎ 029 - 822 - 7289

◆問い合わせ先

県南地方総合事務所総務課
☎ 029 - 822 - 7010

※茨城県ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp>